

## 女川町危険木除去費等助成金交付要綱

### (趣旨)

第一条 町は、住宅への倒木被害から、町民の生命及び財産を保護するため、危険木の伐採又は倒木の撤去を行う者に対し、危険木除去費等助成金（以下「助成金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、女川町補助金等交付規則（平成八年女川町規則第六号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (定義)

第二条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 危険木 倒木により住宅に被害を与える恐れのある立木をいう。
- 二 住宅 町民が居住している建物をいう。

### (助成金の対象等)

第三条 この助成金の対象は、立木の所有者又は立木の所有者の承諾を得た住宅入居者が行う、次の各号に掲げる費用とする。

- 一 危険木の伐採（枝の除去も含む。）
- 二 倒木の撤去
- 三 その他町長が必要と認めるもの

### (助成率及び限度額)

第四条 助成率及び助成の限度額については、次のとおりとする。

助成率	要した費用の二分の一以内
限度額	二十五万円

(交付の申請)

第五条 規則第三条に規定する交付申請の様式は、様式第一号によるものとし、次の関係書類を添付して町長に提出しなければならない。

- 一 収支予算書(様式第二号)
  - 二 位置図
  - 三 見積書の写し
  - 四 その他町長が必要と認める書類
- (交付の決定)

第六条 規則第四条に規定する交付の決定は、様式第三号によるものとする。

(交付の条件)

第七条 規則第五条の規定により交付する条件は、次のとおりとする。

- 一 事業の内容の変更又は事業に要する経費の配分を変更するときは、様式第四号により町長の承認を受けること。
- 二 事業を中止し、又は廃止するときは、様式第五号により町長の承認を受けること。

(実績報告)

第八条 規則第十二条第一項の規定による実績報告書は、様式第六号によるものとし、次の書類を添付して町長に提出するものとする。

- 一 収支精算書(様式第七号)

二 領収書の写し

三 完了写真

四 その他町長が必要と認める書類

(助成金の額の確定)

第九条 町長は、前条の実績報告書の提出を受けたときは、規則第十三条の規定により、交付すべき助成金の額を確定し、助成を受ける者に対し通知するものとする。

(助成金の交付方法)

第十条 町長は、第九条の規定による助成金の額の確定後において助成金を交付する。

2 規則第十五条ただし書の規定により概算払又は前金払により助成金を受けようとするときは、様式第八号を町長に提出するものとする。

附 則

この訓令は、平成二十二年四月一日から施行する。